

国民年金だより

お知らせ
「ねんきん月間」です

社会保険庁では毎年11月6日（金）～12日（木）を「年金週間」と定め、皆さんに年金制度について正しく理解していただけるよう広報を行っています。

「ねんきん月間」は、国民の大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、一人ひとりにくことにより、一人ひとりに年金制度への参画意識を持ったてていただくことを目的としています。年金加入記録の提供や年金相談等のサービス提供の充実を図るとともに国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

お知らせ
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

この機会に、年金を身近で
大切なものとして、見直して
みませんか。

告において納めた全額が社会保険料控除の対象となります。が、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。そのため、国民年金保険料を納付された皆様に、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をお送りしますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

なお、世帯主がその扶養家

お知らせ
老齢年金受給者の皆さんへ
扶養親族等申告書(一)
提出をお忘れなく

問い合わせ 高知西社会保険事務所

族の国民年金保険料を納付した場合等は、納付した方が申告することができます。

相談窓口を毎週日曜日に開設しています！

高知県立消費生活センターでは、消費者庁の設置に伴い、9月から毎週日曜日に相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

払われる年金から、公的年金控除、配偶者控除などの各種控除が適用された上で源泉徴収が行われます。ただし、年金以外に収入がある場合は、確定申告が必要です。

なお、年金額が108万円（55歳以上の方は158万円）未満の方には、非課税のため送らねません。

| お知らせ | | 平成21年度無料調停 相談会を開催します | |
|-----------|--|--|-------------------------------|
| | | <p>調停は裁判所で行われ、皆さん が民事や家事の紛争で困ったときに、手軽に、早く、 安く活用できる制度です。また、話し合いによる解決を基 本としており、公開ではなく プライバシーが守られ、しかも 調停が成立すれば確定判決 と同一の効力があります。 相談会是非お越しください。</p> | |
| 内 容 | (1)民事問題：交通事故、金銭 貸借、土地・建物、公害等 (2)家事問題：離婚、財産分与、 子どもの親権・相続、扶養等 ※調停制度を活用する方法について相談に応じます。 | 日 時 | 11月20日(金) (予約不要) |
| 場 所 | 高知市九反田2番1号 高知市文化プラザかるぽーと 2階 小ホール | | 9時30分～16時30分 |
| 相 談 担 当 者 | 民事・家事調停 委員15名(弁護士調停 委員4名含む) | 主 催 | 高知調停協会 |
| 後 援 | 高知地方裁判所 高知家庭裁判所 | 問 い 合 わ せ | 毎週 月・水・金曜日 9時～16時 |
| 直 通 | 高知調停協会連合会事務局 (高知家庭裁判所内) | 内 線 | 872-17884 822-10340 133 |